# 世界諸国における特許出願の動向及び関連情報:第1部

筆者: ケビン・シュムチャック (Kevin Szymczak, 弁理士)

クライアントが世界的特許ポートフォリオの構築に着手するとき、有能な特許 代理人は、クライアントが権利を取得したい国の特許の出願及び係属状況に関す る基本情報を把握します。本記事では、南米からいくつかの国をピックアップ し、それらの国における出願の係属状況、許可率及び権利消滅による影響につい て大まかにご紹介します。

#### 出願、審査及び費用

今回の「特許出願の係属状況、許可率及び権利消滅による影響」をテーマとした記事は、4部にわたってご紹介する予定です。その第1部となる本記事では、ベネズエラ、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア及びエクアドルに着目します。本記事において触れていない何か具体的な質問がありましたら、現地代理人に問い合わせることをお勧めします¹。

複雑な知的財産ポートフォリオを持つ多くのクライアントが世界の12以上の国において特許及び特許出願を有することはよくあります。知的財産を効果的に管理するには、クライアントの目標、各国特許庁の様々な規則及び手続における差異、そして、対象国における金銭的投資の見返りとしての予期可能な特許権の存続期間を理解することが不可欠です。世界的知的財産管理の1つの側面として、クライアントが権利の保護を望む国における出願の係属状況、許可率及び権利消滅による影響に対する理解がとても重要です。

<sup>1</sup> Simões IP, ClarkeModet Pérez Bustamante & Ponce

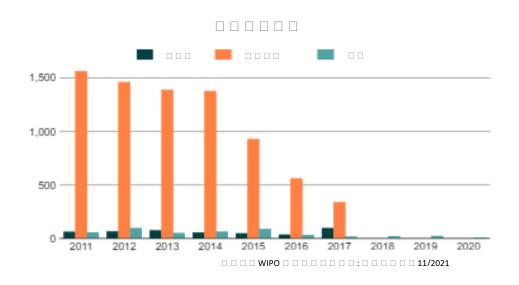
出願人が特許の権利範囲を得るためにリソースを投入する場所を選択する際の 役に立ちたいという思いから、本記事シリーズにおいて、(1)実体審査、

(2) 出願から特許庁による1回目のアクションまでの予期される期間、(3) 特許権の存続期間、(4) 出願人が特許料や年金を納付する意向がない場合に出願を放棄することによって引き起こされる可能な結果<sup>2</sup>、及び(5) 特許審査段階の現在の状況に関する情報をご紹介します。各情報は国別で表示されています。

#### ベネズエラ・ボリバル共和国

ベネズエラは、パリ条約の締約国ですが、特許協力条約の締約国ではありません。従って、ベネズエラに出願する特許出願は必ず、外国優先権出願の出願日から12か月以内に行わなければなりません。

過去十年間、ベネズエラにおける非居住者による出願件数が数年にわたって減少しています $^3$ 。



<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 過去数年にわたって今にかけていくつかの国の特許制度において、未納料金は特許所有者の負債としてみなされています。そのような負債を回避するために、特許所有者は対象特許の権利を明示的に放棄する必要があります。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> WIPO IP 統計情報 https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country profile/profile.jsp?code=VE

同様に、過去十年間にわたって、ベネズエラにおける特許許可件数が実質的に ゼロであり、2011年~2020年の間に有効特許はありません $^4$ 。

ベネズエラでは、特許とインダストリアルデザイン(以下、「工業意匠」という)が認められます。許可日が2020年10月1日<u>以前</u>の特許と工業意匠に関し、出願日からの10年間有効です。許可日が2020年10月1日<u>以降</u>の特許の場合、登録日から20年間特許が有効です。許可日が2020年10月1日<u>以</u>降の工業意匠に関しては、登録日から10年間有効です。

ベネズエラにおける年金の納付期限は、出願の許可時期によります。許可日が2020年10月1日<u>以前</u>の特許と工業意匠に関し、1年目の年金は出願が提出された時に納付する必要があります。許可されると、特許料及び2年目から許可された年までの累積年金の納付期限が特許公報が発行された時です。これらの特許の維持年金は、毎年の出願月の最終日までに納付される必要があります。

許可日が2020年10月1日<u>以降</u>の特許と工業意匠の場合、1年目の年金は 同様に出願が提出された時に納付する必要があります。2年目の年金は特許料と 同時に納付期限を迎えます。これらの特許の維持年金は、毎年の登録日までに納 付しなければなりません。

ベネズエラにおいて、審査段階での出願消滅や、特許料及び累積年金又は2年 目の年金の未納に関係なく、出願を消滅させることで、特許権の喪失以外に、マ イナスな影響は特にありません。

最後に、ベネズエラにおける特許審査は近年、未処理案件が10年以上あるほど極めて遅れています。そのバックログを解消するための努力の表れとして、ベネズエラ特許庁は、審査基準を変更し、ここ2年間にわたって再び特許を許可し

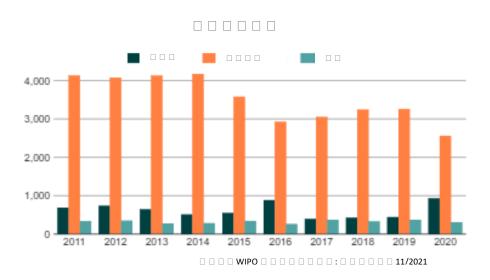
<sup>4</sup> *Id*.

始めました。歴史的に甚だしいバックログを考慮し、ベネズエラ特許庁は、登録 日から20年の存続期間(工業意匠の場合は10年)を定めました。

# アルゼンチン共和国

アルゼンチンは、パリ条約の締約国ですが、特許協力条約の締約国ではありません。従って、アルゼンチンに出願する特許出願は必ず、外国優先権出願の出願 日から12か月以内に行わなければなりません。

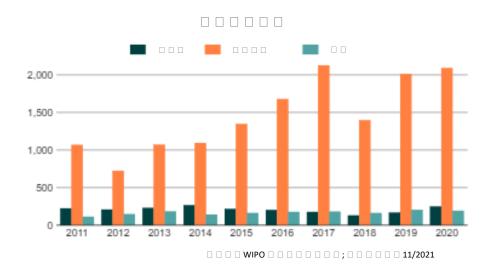
過去十年間から見ると、2015年のアルゼンチンにおける非居住者による出願件数が僅かに減少しましたが、それ以外は比較的に安定しています5。



同時期において、アルゼンチンにおける特許の許可件数は概ね、上昇傾向にあります<sup>6</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> WIPO IP 統計情報: https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country\_profile/profile.jsp?code=AR

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> *Id*.



アルゼンチンでは、特許と工業意匠が認められます。アルゼンチンにおいて出願の放棄を回避するために審査請求が必須であり、出願時又は国内出願日から18か月以内に提出しなければなりません。特許の存続期間は、アルゼンチンに出願された日から20年間となります。工業意匠に関しては、方式審査のみが行われ、実体審査は行われません。工業意匠の存続期間が、許可日から5年間であり、連続して5年単位で最大2回まで延長可能です。

アルゼンチンにおける年金の納付期限は、出願の許可時期によります。特許に関し、3年目から計上される累積年金は、出願が許可された時に納付する必要があります。それ以降、特許権を維持する場合に毎年年金を納付することとなります。工業意匠に関しては、存続期間の満了前6か月以内に更新料を納付する必要があります。

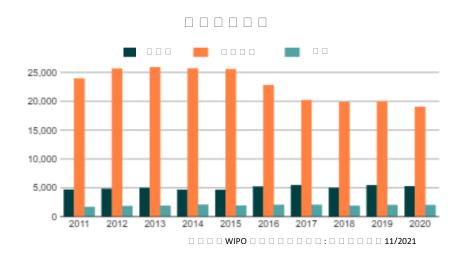
アルゼンチンにおいて、審査段階での出願消滅や、特許料及び累積年金の未納に関係なく、出願を消滅させることで、特許権の喪失以外に、特許所有者の負債となるようなマイナスな影響はありません。アルゼンチンでは、いったん出願を放棄すると、放棄された出願を回復することができません。

最後に、アルゼンチンにおける特許審査は、5年以上の未処理案件があるほど他の国に比べてやや遅れが目立ちます。出願日から1回目のアクションの発行まで、技術分野にもよりますが、3~5年の遅延が予期されます。アルゼンチン特許庁は、より迅速な審査を目指して審査手順を改善するよう努めています。一種の特許審査ハイウェイプログラムである AR PTO Res. 56/2016 を利用して審査される出願の場合、通常の審査手続で出願されたものよりもかなり速く審査が受けられます。

#### ブラジル連邦共和国

ブラジルは、パリ条約と特許協力条約の締約国です。従って、ブラジルに特許を出願する場合、パリ条約の規定に従い、外国優先権出願から12か月以内、又は、PCT出願からの国内移行であれば特許協力条約の規定に従い、外国優先権出願から30か月以内に、出願しなければなりません。

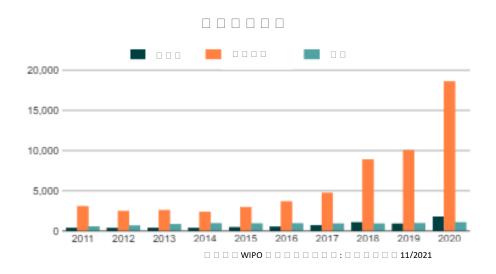
過去十年間、ブラジルにおける非居住者による出願件数が2016年前後に僅かに減少しましたが、それ以外は比較的安定しています $^7$ 。



<sup>7</sup> WIPO IP 統計情報: https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country\_profile/profile.jsp?code=BR

-

同時期において、ブラジルにおける特許の許可件数が著しく上昇する傾向にあります<sup>8</sup>。



ブラジルでは、特許、実用新案及び工業意匠が認められます。ブラジルにおいて、出願の放棄を回避するために、審査請求が必須であり、出願と同時に、又は国内出願日から36か月以内に提出しなければなりません。ブラジルにおける特許権の存続期間が国内出願日から20年です。ブラジルの実用新案の存続期間は、国内出願日から15年となります。工業意匠の存続期間は、許可日から10年で、連続して5年単位で最大3回まで延長可能です。

ブラジルにおける年金の納付期限は、出願日から3年目に始まります。それ以降、特許の係属又は効力を維持する場合、毎年年金を納付することが必要です。

ブラジルにおいて、審査段階での出願消滅や、特許料及び累積年金の未納に関係なく、出願を消滅させることで、特許権の喪失以外に、マイナスな影響は特にありません。

最後に、ブラジルの特許審査は、2018年以前は、8年以上の未処理案件も あって極めて遅れていました。2018年に、ブラジル特許庁は、そのバックロ

<sup>8</sup> *Id*.

グを解消するべく、特許をより迅速に発効するための施策を講じました。これらの取り組みのうちの1つが、出願人に、クレームを他国(好ましくは欧州及び米国)特許庁による調査結果において引用された先行技術文献に応じて補正するよう要求する「予備的オフィスアクション」(Preliminary Office Action)の発行です。これらの予備的オフィスアクションは、審査請求日から12か月前後に自動的に発行されます。

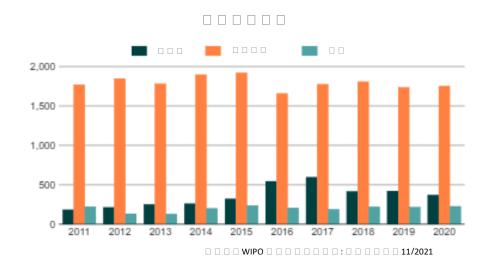
予備的オフィスアクションに応答してからおよそ1.5年(技術分野によってはそれ以上)後に技術審査が行われると見込まれます。その一方で、この予備的オフィスアクションの施策に他の審査促進プログラムも加わり、それらによって、特許査定が過去数年間で増加してきております。この傾向はそのまま継続すると予期されます。

## コロンビア共和国

コロンビアは、パリ条約と特許協力条約の締約国です。従って、コロンビアに特許を出願する場合、パリ条約の規定に従い、外国優先権出願から12か月以内、又は、PCT出願からの国内移行であれば特許協力条約の規定に従い、外国優先権出願から30か月以内に、出願しなければなりません。

過去十年間、コロンビアにおける非居住者による出願件数が比較的に安定しています<sup>9</sup>。

<sup>9</sup> WIPO IP 統計情報: https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country\_profile/profile.jsp?code=CO



同時期において、コロンビアにおける特許の許可件数が低下する傾向にありま  $\mathbf{t}^{10}$ 。



コロンビアでは、特許と工業意匠が認められます。コロンビアにおいて出願の 放棄を回避するために審査請求が必須です。コロンビア特許出願は通常、出願日 から1か月以内に公開されます。審査請求は、公開日から6か月以内に提出しな ければなりません。特許の存続期間が最も早い優先日から20年となります。工 業意匠の存続期間は、出願日から10年で、更新することができません。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> *Id*.

コロンビアの年金は累積されず、その納付期限は許可時期によって決まります。1年目の年金の納付期限は、特許が発行された年から起算し、出願された月の最終日までに年金を納付しなければなりません。特許権を維持する場合、年金はそれ以降の毎年納付しなければなりません。

コロンビアにおいて、審査段階での出願消滅や、特許料及び年金の未納に関係なく、出願を消滅させることで、特許権の喪失以外に、マイナスな影響は特にありません。

最後に、技術分野にもよりますが、審査請求が提出されてから1回目のアクションが発行されるまで、約1.5年~2年がかかる見込みです。

# エクアドル

エクアドルは、パリ条約と特許協力条約の締約国です。従って、エクアドルに特許を出願する場合、パリ条約の規定に従い、外国優先権出願から12か月以内、又は、PCT出願からの国内移行であれば特許協力条約の規定に従い、外国優先権出願から30か月以内に、出願しなければなりません。

2013年以来、エクアドルにおける非居住者による出願件数が比較的安定しています $^{11}$ 。

<sup>11</sup> WIPO IP 統計情報: https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country\_profile/profile.jsp?code=EC



同時期において、2014年を除けば、エクアドルにおける特許の許可件数も 比較的に安定しています  $^{12}$ 。



エクアドルでは、特許と工業意匠が認められます。エクアドルにおいて出願の 放棄を回避するために審査請求が必須です。審査請求は、出願の公開日から6か 月以内に提出しなければなりません。特許の存続期間は、出願日から20年で す。工業意匠の存続期間は、出願日から10年で、更新することができません。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> *Id*.

エクアドルの年金は累積されず、毎年の出願された月に先に立って納付期限を 迎えます。それ以降、出願又は特許を係属又は維持する場合、毎年年金を納付す ることが必要です。

エクアドルにおいて、審査段階での出願消滅や、特許料及び年金の未納に関係なく、出願を消滅させることで、特許権の喪失以外に、マイナスな影響は特にありません。

最後に、エクアドル特許庁は、2012年からかなりの特許審査バックログが発生しています。エクアドル特許庁は、米国、ペルー及びチリ特許庁と特許審査ハイウェイ (PPH) 協定について協議する段階にあります。現在、技術分野にもよりますが、審査請求の提出から1回目のアクションの発行まで3年以上かかると予期されます。

本シリーズの第2部では、アフリカ諸国に注目します。第3部において、湾岸諸国(Gulf States)に関する情報をご紹介します。そして、第4部では、東南アジア及びオセアニアの国に焦点を当てます。